

平成26年度 第2回木更津市建築審査会 会議録

日時 平成26年6月30日(月) 午後2時から

場所 木更津市役所本庁舎 6階委員会室

出席者 白石委員、家永委員、湯谷委員、倉田委員、
事務局(都市整備部次長、建築住宅課長、副参事、審査担当総括、担当)

欠席者 柳澤委員

傍聴者 1名

1. 案件

案件1 建築基準法第48条第12項の規定に基づく許可について
工業専用地域(木更津市築地1番4の一部)において、飲食店及び物販店を新築すること。

案件2 木更津市建築審査会運営要領(案)について

案件3 木更津市建築基準法第43条第1項ただし書き許可取扱基準について

その他 次回の審査会で審議予定の案件についての概要説明。

次回の開催予定日について。

2. 会議録

(事務局)委員5名中4名の出席があり、開催の条件を満たしていることを報告した。

案件1

※事務局において申請位置、申請要旨、許可事項、建築物概要(主要用途、構造、階数、高さ、建築面積及び延べ面積)、地区計画の概要等を説明

(質疑応答)

(委員)築地地区地区計画が定められている面積と、地区整備計画が定められている面積が異なるが、これはどういう理由か。

(事務局) 地区整備計画が定められていない地区については、今後の利用方針等が定まっていないため、今後の状況を見極めながら地区整備計画を策定していくという方針のため。

(委員) 航空写真の左上、地区整備計画の定められていない土地に建築物が見えるが、この建築物はなにか。

(事務局) 建築物があるということは把握していない。イオンの工事を行っている関係で、資材置き場等として利用しているものと思われる。

(委員) 先程の説明の中で、土地の所有はすべて新日鐵住金という説明があったが、今回の計画は借地に建築するということか。

(事務局) そのとおりである。今回の計画については、まずイオンが街区全体を新日鐵住金から借り、更に今回の事業者がイオンから借り受けるという形をとる。

(委員) 今回の許可申請は建築物についてだが、屋外調理施設には該当しないのか。

(事務局) 保健所に確認したところ、飲食店営業、食肉販売業、魚介類販売業の3つの許可を取るとのことであった。また、今回の計画は屋外調理施設には該当せず、許可にあたって特に条件はないとのことであった。

(委員) 特に条件はないということだが、屋外での油を含んだ排水はどのように処理されるか。

(事務局) 共同洗い場に簡易的な手洗いを設けており、利用者にはそちらを利用してもらう計画である。また、共同洗い場の排水はタンクに貯めて、建物内の厨房の流しで処理する。

(委員) 今回計画されている建築物の3方を、高さ10センチ程度のブロックが囲んでいるが、利用者がつまづかないか心配している。

(事務局) 雨水の処理等の為に設置している可能性もあるが、委員の意見のとおりなので、申請者側に確認していく。

審議の結果、同意される。

案件2、3については非公開